

野田市納税貯蓄組合設立要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号。以下「法」という。）の規定に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「納税貯蓄組合」とは、本市に市税等を納付する義務を有する者を組合員とし、当該組合員20人以上で組織するもので、次条の規定による設立の届出をしたものをいう。

(設立届)

第3条 納税貯蓄組合（以下「組合」という。）の代表者は、納税貯蓄組合設立届（別記第1号様式）に組合規約、組合役員名簿及び組合員名簿を添付して、市長に届け出なければならない。

(異動届出等)

第4条 組合の代表者は、組合規約を変更したときは、納税貯蓄組合規約変更届（別記第2号様式）により、組合役員若しくは組合員に異動があったときは、納税貯蓄組合加入・脱退届（別記第3号様式）により、組合を解散したときは、納税貯蓄組合解散届（別記第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

(委任)

第5条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に廃止前の野田市納税貯蓄組合補助金交付規則第2条第1項に規定する組合であるものは、この要綱第2条に規定する組合とみなす。